

一般社団法人日本経済団体連合会  
定 款

2021年6月1日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本経済団体連合会（略称 経団連）と称し、英文では、KEIDANREN 又は Japan Business Federation と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、総合経済団体として、企業と企業を支える個人や地域の活力を引き出し、我が国経済の自律的な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、政府、政党、団体及び国際機関等と対話及び協力し、国の内外で次の事業を行う。

(1) 経済、産業、社会、環境、科学技術、労働及び経営等の分野における諸課題に関する調査及び研究を行い、経済界の知識及び経験を広く活用して政策を提言し、実現を働きかけること。

(2) 民間による国際交流を推進すること。

(3) 会員間の連絡及び連携を推進すること。

(4) 会員等の指針となる計画及び規範を作成すること。

(5) 経済界の実状及び意見等を内外に紹介し理解を促進すること。

(6) 機関誌及び機関紙の発行並びに資料の出版をすること。

(7) 各種セミナー、講演会及び説明会等を開催すること。

(8) 社会貢献に資する募金等の斡旋を行うこと。

(9) 経団連会館の運営を行うこと。

(10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

### 第3章 会員

#### (法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、普通会员及び特別会員とし、これらをもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「法人法」という。）上の社員とする。

#### (普通会员)

第6条 普通会员は、企業会員及び団体会員の2種とする。

2 企業会員は、経済事業を営む法人又はこれに準ずる組織とする。

3 団体会員は、業種別全国団体、地方別経済団体及びこれらに準ずる機関とする。

#### (特別会員)

第7条 特別会員は、前条第2項及び第3項のいずれにも該当しない組織又は団体等であって、会長が特に承認したものとする。

#### (入会)

第8条 この法人への入会を希望する者は、理事会の定める手続により、入会を申請するものとし、理事会の定めに基づき会長の承認を受けた場合には、この法人に入会することができるものとする。

2 普通会员及び特別会員は、入会と同時にその代表者（以下「会員代表者」という。）1名を事務総長に届け出るものとする。

3 会員代表者に変更があったときは、その都度新たな会員代表者を事務総長に届け出るものとする。

#### (入会金及び会費等)

第9条 会員は、総会の定める基準により、入会金及び会費を負担する義務を負う。

2 この法人は、理事会の定めにより、特定の活動の経費に充当するための特別会費等を徴収することができる。

#### (退会)

第10条 会員は、理事会の定める手続を完了させることにより、いつでも退会することができる。

2 前項の規定により会員が会員資格を喪失した場合でも、当該年度に係る未納の会費は納付しなければならず、既納の入会金及び会費は返還されない

ものとする。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に総会の一週間前までに通知するとともに、総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条第1項に定める入会金又は会費の負担義務を2年にわたり履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が破産又は解散したとき。

2 前条又は前項の規定により会員が会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還されないものとする。

## 第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事及び会計監査人の選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 事業方針の承認
- (6) 収支予算書の承認

- (7) 入会金及び会員の会費分担基準
- (8) 第23条第3項に掲げる会長その他の役職者の選定又は解職
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度末から3か月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員各1個とする。

(書面等による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した会員は、総会に出席したものとみなす。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案（以下「役員選任議案」という。）を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の規定にかかわらず、前条に定める書面等による議決権行使の結果、総会開催前に、役員選任議案について過半数の賛成が得られており、かつ総会において、出席している議場の会員にこれを一括で決議することを諮り、異議がない場合には、役員選任議案を一括で決議することができる。

#### （議事録）

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席理事1名は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第5章 役員及び会計監査人

##### （役員及び会計監査人の設置）

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上29名以内  
（うち代表理事 2名）
- (2) 監事 2名以内

2 この法人に会計監査人を置く。

##### （役員及び会計監査人の選任）

第23条 理事は、会員代表者若しくはこれに準ずる者又はこの法人の事務処理について経験及び知見を有する者の中から、総会の決議により、選任する。ただし、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 監事及び会計監査人は、総会の決議により、選任する。

3 この法人に次の役職者を置き、総会の決議により、理事の中から選定及び解職する。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 13名以上20名以内
- (3) 事務総長 1名
- (4) 専務理事 1名又は2名
- (5) 常務理事 1名以上5名以内

4 役職者に欠員が生じた場合は、理事会の決議により、理事の中から欠員となった役職者の補欠を選定することができる。

5 会長及び事務総長をこの法人の代表理事とし、専務理事及び常務理事をこの法人の業務を執行する理事とする。

#### (理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令又はこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令又はこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事及びこの法人の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (会計監査人の職務)

第26条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、会計帳簿若しくはこれに関する資料及びその電磁的記録の閲覧及び謄写をし又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

#### (役員及び会計監査人の任期)

第27条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までと

する。

3 第22条第1項各号に定める理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

#### (役員及び会計監査人の解任)

第28条 役員及び会計監査人は、総会の決議により、解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、当該会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、非常勤の理事を除く役員に対しては、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

2 常勤の理事の報酬等は、総会においてその総額を定め、理事会の定めに基づいて支給する。

3 監事の報酬等は、総会においてその総額を定め、監事が協議して定めるところに従って支給する。

4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

#### (責任の免除)

第30条 この法人は、役員のパ賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、会計監査人との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議により、締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

## 第6章 理事会

### (構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 重要な財産の処分及び譲受けの決定
- (4) 多額の借財の決定
- (5) 重要な使用人の選任及び解任の決定
- (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
- (7) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備の決定
- (8) 企業行動憲章の改廃及び会員による企業行動憲章の遵守を担保するための体制の整備の決定
- (9) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (招集)

第33条 理事会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集し、招集した理事が議長となる。

### (決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法令に定める要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 事業推進機関

### (事業推進機関)

第36条 第4条に定める事業を推進するため、この法人に以下の事業推進機関を置く。

- (1) 会長・副会長会議
- (2) 幹事会
- (3) 常任幹事会
- (4) 政策委員会
- (5) その他理事会が定めるもの

2 事業推進機関は、法令及びこの定款により、総会、理事会及び役員に付与された権限を有するものではなく、また、事業を推進するにあたって、かかる権限を実質的に制約するような運用を行ってはならないものとする。

3 幹事、常任幹事及び政策委員会の委員長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4 増員又は補欠として選任された幹事、常任幹事の任期は、在任幹事又は在任常任幹事の任期の満了する時までとする。

### (会長・副会長会議の構成及び所管事項)

第37条 会長・副会長会議は、会長及び副会長をもってこれを構成する。

2 会長・副会長会議は、理事会が決定した方針に従って、第4条に定める事業を遂行するために特に重要な基本的事項を審議する。

### (幹事の委嘱及び幹事会の活動等)

第38条 幹事は、会員代表者のうちから理事会の審議を経て、会長が委嘱する。

- 2 幹事の数700名以内とする。
- 3 幹事は幹事会を構成する。
- 4 幹事会は、この法人の政策提言等（当該政策提言等が理事会の決議事項となる場合を除く。）を対外的に公表する際に、その原案の承認を行う。

### (常任幹事の委嘱及び常任幹事会の審議事項)

第39条 常任幹事は、幹事のうちから理事会の審議を経て、会長が委嘱する。

- 2 常任幹事の数300名以内とする。
- 3 常任幹事は、常任幹事会を構成する。

4 常任幹事会は、各界の有識者との意見交換を踏まえ、重要な政策課題の解決方策を審議、検討する。

(政策委員会の設置等)

第40条 政策委員会は、理事会の定めに基づいて、会長が設置し、第4条に定める事業のうち、会長が指定する事業についての立案及び審議を行う。

2 政策委員会は、会長・副会長会議、常任幹事会及び幹事会の諮問に応え、これらに対して意見を述べることができる。

(政策委員会の委員長の委嘱等)

第41条 政策委員会の委員長は、理事会の審議を経て、会長が委嘱する。

2 委員長は政策委員会を招集し、その議長となる。

(幹事、常任幹事の計算)

第42条 第38条第2項及び第39条第2項に定める人数の計算にあたっては、同一人が複数の会員の会員代表者を兼ねる場合には、その代表する会員ごとに別の資格者としてその数を数えるものとする。

## 第8章 諮問機関

(諮問機関)

第43条 この法人に、会長の諮問に応え、また会長に意見を述べる機関として、以下の諮問機関を置く。

- (1) 審議員会
- (2) 審議員会議長・副議長会議
- (3) 地方団体長会
- (4) その他会長が定めるもの

2 第1項に定める諮問機関のほか、この法人は、名誉会長及び顧問を置くことができる。

(審議員の委嘱及び審議員会の構成)

第44条 審議員は、会員代表者及び会員の役員のうちから、理事会の審議を経て、会長が委嘱する。

2 審議員の数は700名以内とする。

3 審議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4 増員又は補欠として選任された審議員の任期は、在任審議員の任期の満

了する時までとする。

5 審議員は審議員会を構成する。

6 審議員会は、会長の諮問に応え、経済、産業、社会、環境及び科学技術等に関する事項について審議する。

(審議員会議長・副議長の委嘱及び審議員会議長・副議長会議の構成)

第45条 審議員会議長及び審議員会副議長は、理事会の審議を経て、会長が委嘱する。

2 審議員会議長及び審議員会副議長は審議員会議長・副議長会議を構成し、会長の諮問に応え、この法人の特に重要な政策事項の方向性及び実施事業のあり方を審議する。

(審議員会議長・副議長の職務)

第46条 審議員会議長は、審議員会及び審議員会議長・副議長会議を招集し、その議長となる。

2 審議員会の副議長は、審議員会議長を補佐し、審議員会議長が事故等何らかの理由により職務の遂行が困難と判断される場合又は審議員会議長が欠員の場合は、あらかじめ審議員会議長が定めた順序により、その職務を代行する。

(審議員の計算)

第47条 第44条第2項に定める人数の計算にあたっては、同一人が複数の会員の会員代表者を兼ねる場合には、その代表する会員ごとに別の資格者としてその数を数えるものとする。

(地方団体長会の権限及び地方団体長会議長・副議長の選任)

第48条 地方別経済団体の長は、地方団体長会を構成する。

2 地方団体長会議長及び地方団体長会副議長は、会長が委嘱する。

3 地方団体長会議長及び地方団体長会副議長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4 増員又は補欠として選任された地方団体長会議長及び地方団体長会副議長の任期は、在任する地方団体長会議長及び地方団体長会副議長の任期の満了する時までとする。

5 地方団体長会議長は、地方団体長会を招集する。地方団体長会副議長は、地方団体長会議長を補佐し、地方団体長会議長が事故等何らかの理由により

職務の遂行が困難と判断される場合又は地方団体長会議長が欠員の場合は、あらかじめ地方団体長会議長が定めた順序により、その職務を代行する。

6 地方団体長会は、会長の諮問に応え、労働及び経営等に関する地域の課題について審議する。

(名誉会長の委嘱及び権限)

第49条 この法人に、名誉会長を置くことができる。名誉会長は終身とする。

2 名誉会長は、会長を退任した者のうちから、会長がこれを委嘱する。

3 名誉会長は、大局的な見地から、会長の諮問に応え又は会長に対し意見を述べることができる。

(顧問の委嘱及び権限)

第50条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、高い識見を有する者のうちから、会長がこれを委嘱する。

3 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、通算5期まで再任できるものとする。

4 顧問は、会長の諮問に応え又は会長に対して意見を述べることができる。

## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収支予算)

第52条 この法人の収支予算書は、毎事業年度開始前に代表理事が作成し、総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業年度の開始日から定時総会開催日までの予算は、理事会の議決により執行することができる。この期間の予算については、前項の収支予算書に含め、総会の承認を得る。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第53条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代

表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号の書類については、会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項第3号から第5号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項に規定する定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告

#### (剰余金の分配)

第54条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

### 第10章 定款の変更、解散等

#### (定款の変更)

第55条 この定款は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを変更することができる。

#### (解散)

第56条 この法人は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による議決を得た場合その他法令で定められた事由により解散する。

#### (残余財産の処分)

第57条 この法人が解散する際に有する残余財産は、総会の議決を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

## 第11章 公告の方法

### (公告の方法)

第58条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第12章 事務局

### (事務局)

第59条 この法人の事務を処理するために事務局を設ける。

2 事務局には事務局員を置く。

3 事務局及び事務局員に関して必要な規則は、事務総長がこれを定める。

### (事務総長及び専務理事並びに常務理事の職務)

第60条 事務総長は、この法人の常務処理の統括の任にあたるとともに、会長及び副会長を補佐する。

2 専務理事は、この法人の常務を掌理する。

3 常務理事は、事務総長及び専務理事を補佐し、この法人の常務を分掌する。

### (参与の職務)

第61条 この法人は、事務局に参与を置くことができる。

2 参与は、自らの知見を活かし、この法人の事業に協力する。

3 参与は、事務総長が候補者を理事会に提案し、理事会において選任するものとする。

4 参与の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

5 参与には、その職務執行に応じた対価を支払うことができる。

以 上